

公文書館講座古文書解読講座Ⅰ資料紹介①

平成二十六年六月二十八日・七月五日（土）の
解読講座Ⅰでは、「町触控」（資料番号A31
7-57-20）等を教材に使用しました。

於江戸表被仰渡候書付

文化元年子九月七日御飛脚

申来候写左之通

覚

縮緬 御紋服之儀ハ御単之外

御袷御綿入等ハ

御当代様不被為 召候たとひ

御先代様より拝領仕候面々たりとも

縮緬

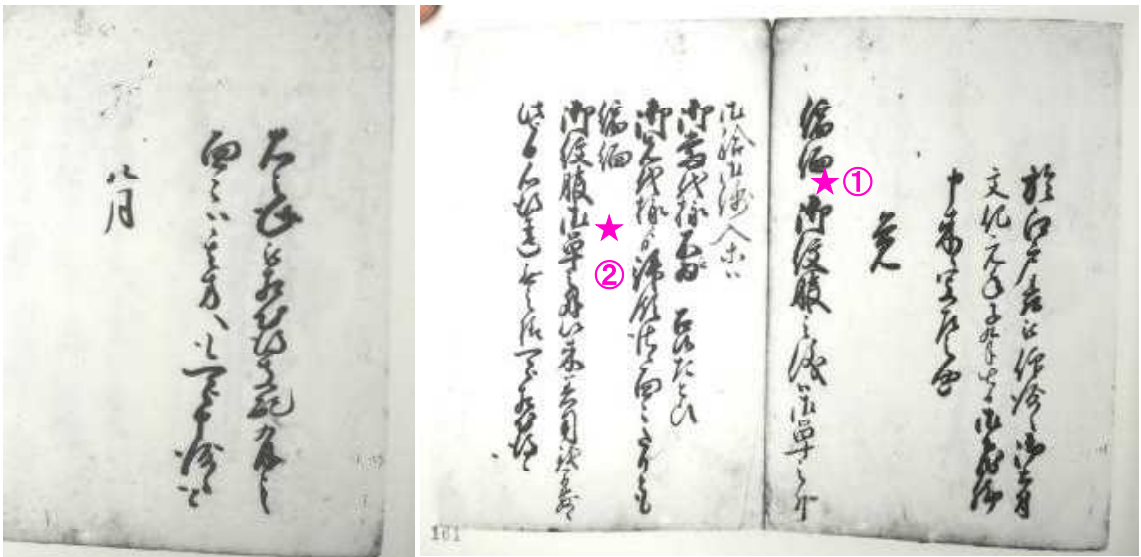
御紋服之御単之外以来着用致間敷候

此旨心得違無之様可被相心得候

右之趣被相心得支配有之

面々ハ其方へも可被申渡候以上

八月



古文書解読というと、「まず、く
ずし字を読めること」と考える方が
多いでしょう。一方で、古文書には
独特のルールや言い回しがあり、そ
れを知ること重要です。

★①の空白は後に続く言葉に対し
て敬意を表するもので、「闕字（け
つじ）」と言います。

★②も同様に敬意を表して改行し
たもので、「平出（へいしゅつ）」と
言います。

闕字や平出に続く言葉は「屋形様」
「若殿様」など人物が多いですが、
「公儀」「城」のように、藩組織や
その象徴となる建物の場合もありま
す。ここで闕字や平出が使われてい
る言葉は「御紋服」。藩主から拝領
した品であれば、着物一枚でも敬意
の対象となることがわかります。